

平成19年度第1回愛知県環境審議会会議録

1 日時

平成20年2月19日（火）午後1時30分～午後3時10分

2 場所

愛知県自治センター12階E会議室

3 出席者

委員19名、専門委員2名、説明のために出席した者15名

4 審議の概要

(1) 開会

定足数を満たしていることを確認

(2) あいさつ

稲垣副知事

森寫会長

(3) 議事

ア 傍聴人について

森寫会長から、傍聴人は1名であることが報告された。

イ 会議録の署名について

森寫会長が、会議録の署名人として、萩原委員と藤野委員を指名した。

ウ 答申

(ア) 環境基本計画の変更について

・総合政策部会報告

加藤久和部会長が答申関係資料1（環境基本計画の変更について（報告））、答申関係資料2（第3次愛知県環境基本計画（案）の概要）、答申関係資料3（総合政策部会でのこれまでの審議経過等）及び答申関係資料4（環境基本計画の変更について（諮問））により説明

・質疑

(山岸委員)

平成9年に策定し、平成14年に改定した愛知県環境基本計画には「循環」「共生」「安心」「協働」という4つのキーワードがあり、そこから本計画の「資源循環社会」「自然共生社会」「安全・安心社会」「参加・協働社会」という目標が出てきたと思われるが、「脱温暖化社会」はどのような理由で出てきたのか。

(森嶋会長)

今回総合政策部会で議論して、「あいち環境社会」に替えて「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会」を新たな目標とし、従来のキーワードに新しい要素を加えて、脱温暖化を始めとする4つのキーワードとそれを支える参加・協働を5つのキーワードとして再構成したものである。

(加藤久和部会長)

脱温暖化対策は従来の基本計画にも無かったわけではないが、今回の基本計画においては積極的に推進する姿勢を明確にするためキーワードとして掲げたものである。

(森嶋会長)

環境基本計画に掲げられた数値目標は、ある程度はアンビシャスなものであるがそうでないものもある。また、達成年次も異なる。これは、環境基本計画は現在の県が持っている色々な計画をにらみながら作成されているので、個別計画で示されたものを明確にすることによって、それぞれの計画の方で頑張ってもらおうという方向性で考えたものである。可視化することによって県民の目に触れ、それぞれの計画を担当している行政、あるいは産業界などが頑張って、目標を達成するような施策を展開したり目標値を上げたりすることを期待している。このようなやり方は、トップダウンで行うよりもより現実的で愛知らしいのではないか。

(加藤久和部会長)

総合政策部会でも、もっと意欲的な目標を掲げるべきだという意見と、より現実的に考えるべきだという意見があった。なお、基本計画に掲げられた個別計画も、京都議定書の第一約束期間後の国際的枠組みがどうなるかなどの外的な要因や、国内、県内の状況を見ながら、数値目標が見直され、それに伴い環境基本計画の数値目標も見直されることになる。

(渡会委員)

自然環境の分野で、施策展開の方向で示された「隣接県の連携した広域環境対策の推進」に当たっての行動指針や、議会が検討すべき点があれば示唆して欲しい。

(加藤久和部会長)

閉鎖性水域の代表例として伊勢湾・三河湾があり、隣接県との連携が欠かせない。また、生物多様性の観点では生態系の境界線と行政区域とは重ならないことが多く、生物多様性のネットワークを構築するためにはおそらく隣接県との密接な連携が必要になってくるであろう。

〈事務局〉

イノシシやシカなどの獣害に関しては、保護管理について隣接県と連携して計画的に進めている。伊勢湾に関しては岐阜・三重・愛知で協議会を設立してその中で対策を進めている。

(森寫会長)

全体の生態系をどうするか、あるいはリサイクルをどうするかなど、それぞれの問題ごとにネットワークを作るべきだと思う。

(渡会委員)

環境問題については関心が高く、例えば海岸などは愛知県と静岡県とで連携して遠州灘全体で整備や自然保護を進めていこうという動きが自然発生的に出てきている。本計画からも打ち出せるものがあれば良いと思う。

・ 答申案の決定

部会報告のとおり答申することを決定した。

(イ) 答申

- ・ 森寫会長が、答申書（環境基本計画の変更について）を稲垣副知事に手渡した。
- ・ 稲垣副知事あいさつ

エ 報告

(ア) ①自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しについて、②生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)の誘致について、③環境学習施設「あいち環境学習プラザ」及び「もりの学舎(まなびや)」について及

び④あいち水循環再生基本構想の推進について

・事務局報告

報告関係資料1（自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しについて）、報告関係資料2（生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)の誘致について）、報告関係資料3（環境学習施設「あいち環境学習プラザ」及び「もりの学舎（まなびや）」について）及び報告関係資料4（あいち水循環再生基本構想の推進について）により説明

・質疑

（加藤久和委員）

COP10の審議に愛知県が自治体の代表として参加する機会はあるのか。また、遺伝子資源へのアクセスと利益分配の問題については、議定書案がCOP10までにはまとまるかもしれないという状況であるようだが、名古屋議定書ができるとすればこの問題に対する愛知県や名古屋市の貢献があり得るのか。

〈事務局〉

この会議は190の国々からなる国際会議ではあるが、地域からの取組が必要だということで、COP9からは自治体レベルの国際会議を並行して行うことになっている。COP10では愛知県・名古屋市がホストとして参加して、そこで地域の取組を発信できると考えている。先進国が途上国からの生物資源で医薬品を作った場合にその利益を途上国に配分するというABSの問題については、ボン・ガイドラインという大枠はあるものの、法的な枠組みをCOP10までに作ろうということで議論になっている。県としての貢献は難しいかも知れない。

（森寫会長）

県としては政府の会議をサポートする立場であり、ABSの問題は難しい。

（4）閉会

以上